市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する 官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に 委託することが可能な業務の範囲等について

平成27年6月4日 内閣府 公共サービス改革推進室

内閣府公共サービス改革推進室では、「公共サービス改革基本方針」(平成19年12月24日閣議決定)において、「官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知する」とされたことを踏まえ、関係省との協議の上、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等について、平成20年1月17日付け事務連絡「「公共サービス改革基本方針」の改定(市町村の窓口関連業務24事項に関し官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項等)」により地方公共団体に周知を行っていましたが、その後、委託することが可能な業務の一部について、法令改正がなされたこと等を踏まえ、同事務連絡を新たに改定しましたので、通知いたします。

1 民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲

- ・ 別紙は、市町村の適切な管理のもと、市町村の判断に基づき官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に取り扱わせることが現行法上可能である窓口業務の範囲等についての関係省の見解が示されたものです。
- ・ 窓口業務は、公証行為など市町村長の名前において実施する業務であり、市町村 職員が自ら責任を持って行うべき業務が含まれるため、別紙は、現行法において民 間事業者に取り扱わせることが可能である事実上の行為又は補助的業務に該当す る業務について整理されています。

2 別紙の窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の留意事項

以下は窓口業務を民間事業者に取り扱わせる際の共通的な留意事項として示されたものです。

(1) 市町村の適切な管理

- ・ 民間事業者に業務を取り扱わせる際には、市町村の適切な管理の確保に留意してください。具体的には、民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制とすること等が考えられます。
- また、法律に基づく市町村長の判断行為、原簿(住民基本台帳、戸籍簿、学齢)

簿、犬登録原簿等)の管理等、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は 確実に行ってください。

- ・ なお、窓口業務の処理に関し、申請者等の住所等を確認するために住民基本台帳情報を使用し、又は処理のためのシステムを操作する場合に、受託した民間事業者にこれらを取り扱わせることは必ずしも否定されませんが、同様に市町村の適切な管理の確保に留意してください。
- 市町村職員が委託先職員に指揮命令して業務の処理を行わせたと認められる場合には契約形態にかかわらず労働者派遣にあたり、労働者派遣法に従わなければなりませんのでご留意ください。

(2) 個人情報の保護

窓口業務の実施にあたっては住民に関する各種個人情報を取り扱うこととなることから、個人情報保護条例の規定に受託した民間事業者及びその従業員を追加し、 罰則規定の対象とするなどの整備を行う必要があるほか、当該業務の内容に応じた 情報の取扱いの方法等を定めた実施要領の策定、業務内容に限定した端末へのアクセス制限など、個人情報保護に対する特段の配慮をお願いします。

(3) 公共サービス改革法の規定との関係

【公共サービス改革法第34条(特定公共サービス)について】

公共サービス改革法第34条の規定については、官署内に市町村職員が常駐しない事例を想定した上で、民間事業者に同条第1項各号の証明書等交付業務を委託により取り扱わせる場合の特例として定めているものであり、この規定に基づいて民間事業者が取り扱える業務の範囲は、本人請求等の「受付」と当該請求にかかる証明書等の「引渡し」の業務に限られるのは、従前のとおりです。

当該業務について同法に基づく官民競争入札又は民間競争入札を実施して民間 事業者に業務を委託した場合は、同法におけるみなし公務員規定その他の規定も適 用されます。

【今回の市町村の適切な管理における民間事業者への委託について】

今回整理された業務については、公共サービス改革法の趣旨を踏まえ、各市町村が地域の実情に応じて条例等で手続を整備することにより、官民競争入札又は民間競争入札等を実施することが可能ですが、現行法の範囲内で行うものについては、公共サービス改革法の規定は適用されませんので、ご留意ください。

問い合わせ先

問い合わせ内容	所管部署名	電話番号
全般に関する事項	内閣府公共サービス改革推進室	03-5501-2059
総務省の所管事項	総務省自治行政局市町村課行政経営支援室	03-5253-5519
法務省の所管事項	法務省大臣官房秘書課組織係	03-3592-5399
文部科学省の所管事項	文部科学省初等中等教育局初等中等教育企	03-6734-2007
	画課教育制度改革室	
厚生労働省の所管事項	厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事	03-5253-1111
	官室	(7789)
国土交通省の所管事項	国土交通省自動車局自動車情報課	03-5253-8588

市町村の適切な管理のもと 市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務

事項名	民間事業者の取扱いが可能な業務	担当省
住民異動届	1 住民異動届の受付に関する業務 ・届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認	総務省
	2 住民票の記載に関する業務 ・住民票の記載のみならず、電算化されている場合には、端末 の入出力の操作を含む。	
	3 転出証明書の作成に関する業務 ・転出証明書の作成のみならず、電算化されている場合には、 端末の入出力の操作を含む。	
	4 転出証明書の引渡し業務	
	5 その他、事実上の行為又は補助的業務	
	※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間 事業者の取扱いは認められない。	
住民票の写し 等の交付	1 住民票の写し等の交付請求の受付に関する業務 ・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認 ・第三者(自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者)からの請求の受付も含む。	総務省
	2 住民票の写し等の作成に関する業務・住民票の写し等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。	
	3 住民票の写し等の引渡し業務	
	4 その他、事実上の行為又は補助的業務	
	※ ただし、住民基本台帳ネットワークシステムについては、民間 事業者の取扱いは認められない。	

戸籍の附票の	1 戸籍の附票の写しの交付請求の受付に関する業務	総務省
写しの交付	・請求者の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認	
	・第三者(自己又は自己と同一世帯に属する者以外の者)から	
	の請求の受付も含む。	
	2 戸籍の附票の写しの作成に関する業務	
	・戸籍の附票の写しの作成のみならず、電算化されている場合	
	には、端末の入出力の操作を含む。	
	3 戸籍の附票の写しの引渡し業務	
	4 その他、事実上の行為又は補助的業務	
地方税法に基	以下の事実上の行為又は補助的な作業については、別途発出す	総務省
づく納税証明書	る通知に従い、市町村の適切な管理のもと(庁舎内)において、	
の交付	個人情報保護に留意しつつ、民間事業者に取り扱わせること。	
	1 証明書の交付請求の受付に関する業務	
	・請求者の確認、請求書の記載事項の確認	
	2 証明書の作成に関する業務	
	・証明書の作成及び作成に係る端末の入出力の操作	
	9 記明事の引海上光改	
	3 証明書の引渡し業務	
	 4 その他、事実上の行為又は補助的業務	
	す。この他、事業工の自然人は間の印象が	
	 ※ 証明書の作成に係る端末の入出力については、守秘性の高い税	
	務システムを操作することから証明書作成に限定したアクセ	
	スに制限する等の策を講じる必要がある。	
 戸籍の届出	1 戸籍の各届出の受付に関する業務	法務省
	・届出人の確認、届書の記載事項及び添付書類の確認	
	2 戸籍の記載に関する業務	
	・戸籍の記載のみならず、電算化されている場合には、端末の	
	入出力の操作を含む。	
	3 その他、事実上の行為又は補助的業務	
	※ ただし、1の届出人の本人確認業務のうち、戸籍法施行規則第	
	53条の2において準用する第11条の2第3号に規定する本人	
	確認(問を発してする本人確認)については、市町村職員の裁	

	量的判断を伴うものであるため、民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。 また、2の戸籍の記載業務(端末操作を含む。)のうちの移記 事項の記載については、移記を要するか否かにつき、法令・通 達等に照らして明白ではなく、高度な判断を要する場合には、 市町村職員においてその判断をして、記載する必要があるため、 民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。	
戸籍謄抄本等の交付	 1 戸籍謄抄本等の交付請求の受付に関する業務 ・請求者の確認、請求書の記載事項及び添付書類の確認 ・第三者(本人、配偶者、直系尊属及び直系卑属以外の者)からの請求の受付も含む。 2 戸籍謄抄本等の作成に関する業務 ・戸籍の謄抄本等の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 戸籍謄抄本等の引渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 ※ ただし、1の請求者の本人確認業務のうち、戸籍法施行規則第11条の2第3号に規定する本人確認(間を発してする本人確認)は、市町村職員の裁量的判断を伴うものであるため、民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲に含まれない。 	法務省
中長期在留者に係る住居地の届出	1 住居地の届出の受付に関する業務 ・届出人の確認、届出書の記載事項、添付書類の確認 ・代理人からの届出の受付も含む。 2 在留カードへの住居地の記載に関する業務 ・在留カードへの記載のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 在留カードの返還に関する業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 ※ ただし、出入国管理及び難民認定法第61条の8の2に規定する通知に係る業務については、民間事業者の取扱いは認められない。	法務省

申請・届出の受付に関する業務(日本国との平和条約に基づき 特別永住許可 法務省 等の申請、住居地 日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第4 等の届出及び特 条第4項に規定する審査を除く。) 別永住許可書等 ・申請者・届出人の確認、申請・届出書の記載事項、添付書類 の交付 の確認 ・代理人及び取次者(ただし、日本国との平和条約に基づき日 本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行 規則第17条第2項第1号に該当する場合に限る。)からの申 請・届出の受付も含む。 特別永住者証明書への住居地及び交付年月日の記載に関する 業務 ・特別永住者証明書への記載のみならず、電算化されている場 合には、端末の入出力の操作を含む。 特別永住許可書及び特別永住者証明書の交付(特別永住者証明 書については再交付を含む)・特別永住者証明書の返還・失効 した特別永住者証明書の返納に関する業務 その他、事実上の行為又は補助業務 ※ ただし、出入国管理及び難民認定法第61条の8の2に規定する 通知に係る業務については、民間事業者の取扱いは認められな 1 転入(転居)者 1 学齢簿への記載に関する業務 文部科学省 への転入学期日 ・学齢簿への必要事項の記入のみならず、電算化されている場 及び就学すべき 合には、端末の入出力の操作を含む。 小・中学校の通知 (教育委員会か |2 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の作成に関する ら市町村に事務 業務 委任されている ・通知文書への必要事項の記入のみならず、電算化されている 場合) 場合には、端末の入出力の操作を含む。 3 入学すべき小・中学校等の保護者への通知文書の引き渡し業務 4 その他、事実上の行為又は補助的業務 埋葬・火葬許可 1 埋葬・火葬許可申請書の受付に関する業務 厚生労働省 ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認 2 埋葬・火葬許可証の作成に関する業務 ・埋葬・火葬許可証の作成のみならず電算化されている場合に

		は、端末の入出力の操作を含む。	
	3	埋葬・火葬許可証の引渡し業務	
	4	その他、事実上の行為又は補助的業務	
国民健康保険 関係の各種届出 書・申請書の受付 及び被保険者証 等の交付	1	各種届出書・申請書の受付 ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付 書類の確認	厚生労働省
	2	被保険者台帳等への記載に関する業務 ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合 には、端末の入出力の操作を含む。	
	3	被保険者証等の作成に関する業務 ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、 端末の入出力の操作を含む。	
	4	被保険者証等の引渡し業務	
	5	その他、事実上の行為又は補助的業務	
後期高齢者医療制度関係の各種届出書・申請書	1	各種届出書・申請書の受付 ・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付 書類の確認	厚生労働省
の受付及び被保険者証等の交付	2	被保険者台帳等への記載に関する業務 ・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合 には、端末の入出力の操作を含む。	
	3	被保険者証等の作成に関する業務 ・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、 端末の入出力の操作を含む。	
	4	被保険者証等の引渡し業務	
	5	その他、事実上の行為又は補助的業務	
	I		

介護保険関係	1	各種届出書・申請書の受付	厚生労働省
の各種届出書・申		・届出者・申請者の確認、届出書・申請書の記載事項及び添付	净 工// 國日
請書の受付及び		書類の確認	
被保険者証等の		目 大只 ♥ ノイモ中心	
	2	被保険者台帳等への記載に関する業務	
交付			
		・被保険者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合	
		には、端末への入出力の操作を含む。	
	3	被保険者証等の作成に関する業務	
		・被保険者証等の作成のみならず、電算化されている場合には、	
		端末の入出力の操作を含む。	
	4	被保険者証等の引渡し業務	
	_	この他 東宋 1.の伝光 ひは採用的光改	
	5	その他、事実上の行為又は補助的業務	
	※	民間事業者に委託することが可能となる業務の範囲、民間委託	
	/• (を実施する際の留意事項等について別途お示しする予定である	
		ので、詳細はこれにより了知されたい。	
		or contract of the contract of	
 国民年金関係	1	届出書・申出書・申請書・請求書(以下「届出書等」という。)	
(老齢福祉年金	1	一個四音・中四音・明示音(外 「	字工刀 數官
等、特別障害給付		・届出者等の確認、届出書等の記載事項、添付書類の確認	
金も含む。)の各		・油山有等の推説、油山青寺の記載争は、然刊青規の推説	
		受付処理簿に記載する業務	
書・申請書・請求		・受付処理簿の記載のみならず、電算化されている場合には、	
書の受付		端末の入出力の操作を含む。	
	3	届出書等の報告・送付に関する業務	
	0	・届出書等の件名ごとに区分、送付書の作成、書類の送付	
		一個山青寺の作名ことに区力、区内青の旧成、青頬の区内	
	4	その他、事実上の行為又は補助的業務	
	4	CV/III、事关工V/门/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
 妊娠届の受付	1	妊娠届の受付に関する業務	厚生労働省
及び母子健康手	1	・届出者の確認、届出書の記載事項の確認、添付書類の確認	十二月期日
帳の交付		/田川行 */平底即5、/田川首*/元明(東京大学)/平原5、 が川 音焼り/性節	
吸び文刊	2	母子健康手帳の引渡し業務	
	3	その他、事実上の行為又は補助的業務	
	*	母子保健法に基づく保健指導等の適切な実施を図るため、妊娠	
		届を受理した際には、すべてのケースを保健師につなぎ、保健	
		師がすべてのケースを把握すること。	
	<u> </u>	/ -	

飼い犬の登録	1	飼い犬の登録に関する申請の受付に関する業務	厚生労働省
		・申請者の確認、申請書の記載事項の確認	
	2	原簿への記載	
		・原簿への記載のみならず電算化されている場合には、端末の 入出力の操作を含む。	
		八田月の保証を含む。	
	3	犬鑑札の引渡し業務	
	4	その他、事実上の行為又は補助的業務	
狂犬病予防注	1	狂犬病予防注射済票の交付に関する受付業務	厚生労働省
射済票の交付		・狂犬病予防注射済証等の確認(交付及び再交付に際し、申請	
		書の提出を求めている場合は、申請者の確認、記載事項の確 認を含む。)	
	2	狂犬病予防注射済票の引渡し業務	
	3	その他、事実上の行為又は補助的業務	
児童手当の各	1	児童手当の各種請求書・届出書の受付に関する業務	厚生労働省
種請求書・届出書 の受付		請求人の確認、請求書の記載事項、添付書類の確認	
20,0	2	受給者台帳等への記載に関する業務	
		・受給者台帳等への記載のみならず、電算化されている場合に	
		は、端末の入出力の操作を含む。	
	3	通知書等の作成に関する業務	
		・認定通知書、却下通知書等の作成のみならず、電算化されて	
		いる場合には、端末の入出力を含む。	
	4	通知書等の送付に関する業務	
	5	その他、事実上の行為又は補助的業務	
精神保健及び	1	精神障害者保健福祉手帳交付申請書の受付に関する業務	厚生労働省
精神障害者福祉		・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認	
に関する法律に 基づく精神障害		・本人以外(保護者等)からの申請の受付も含む。	
者保健福祉手帳	2	精神障害者保健福祉手帳の引渡し業務	
の交付 (市町村の			
経由事務)	3	その他、事実上の行為又は補助的業務	
•			

	※ 精神障害者保健福祉手帳の交付は、都道府県(指定都市)の事務であるが、上記業務については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条の2に基づき、市町村を経由して行うこととされている。	
身体障害者福 祉法に基づく身 体障害者手帳の 交付(市町村の経	1 身体障害者手帳交付申請書の受付に関する業務・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認・本人以外(保護者等)からの申請の受付も含む。	厚生労働省
由事務)	2 身体障害者手帳の引渡し業務 3 その他、事実上の行為又は補助的業務	
	※ 身体障害者手帳の交付は、都道府県(指定都市及び中核市)の 事務であるが、上記業務については、身体障害者福祉法施行令 第4条に基づき、市町村を経由して行うこととされている。	
療育手帳の交付 (市町村の経由 事務)	1 療育手帳交付申請書の受付に関する業務・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認・本人以外(保護者等)からの申請の受付も含む。	厚生労働省
	2 療育手帳の引渡し業務	
	3 その他、事実上の行為又は補助的業務	
	※ 療育手帳の交付は、都道府県(指定都市)の事務であるが、上 記業務については、療育手帳制度要綱第5の1に基づき、市町 村を経由して行うこととされている。	
自動車臨時運 行許可	1 自動車臨時運行許可申請書の受付に関する業務 ・申請者の確認、申請書の記載事項、添付書類の確認	国土交通省
	2 自動車臨時運行許可証の作成に関する業務・自動車臨時運行許可証の作成のみならず、電算化されている場合には、端末の入出力の操作を含む。	
	3 自動車臨時運行許可証の引渡し及び臨時運行番号標の貸与業 務	
	4 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納の受付業務	
	5 自動車臨時運行許可証及び臨時運行番号標の返納がない場合	

における督促に関する業務

- ・電話等による催告業務
- 6 その他、事実上の行為又は補助的業務
- (注) 印鑑登録、印鑑登録証明書の交付及び住居表示証明書の交付については、法律に基づくものではないが、市町村の判断に基づく受付から引渡までの一連の業務の中での民間事業者の活用にあたっては、住民基本台帳事務に準じて考えるべきである。(総務省)